

被告 遠藤千尋

F A C T 別	請求原因 (Xの主張)			抗弁 (Yの主張)		Xの反論	
	記号	摘示事項に該当する記事内容	摘示事項	Y : 摘示事項が事実の摘示が 意見ないし論評かの別	証拠 Y : 主要事実が真実であることを推認させる事情 (意見ないし論評であれば、意見ないし論評の前提とする 事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)	証拠 X : 主要事実が真実であることの推認を妨げる事情 (意見ないし論評であれば、意見ないし論評の前提とする 事実が重要な部分について真実であることの推認を妨げる事情)	証拠
(F A C T ・ 3)	ア	「奈良市土木管理課は、村田養豚場 (村田畜産/村田商店) により奈良市の認定市道が占拠されていることを知りながら敷地境界が画定していないことを理由にいつさい何もしようとしません。」 (29頁本文1行目~4行目)	原告は、養豚場の敷地のある里道を、恒常的な重機、トラックの往来や、養豚場の作業場とすることにより違法に占拠している。また、他人地にも犬小屋や山小屋といった施設を建てており、さらに残飯の処理がずさんなため、カラスの大量繁殖等が起こり、周辺の田畑に被害が及んでいる。 原告による違法な公道の占拠が原因となり、「浄瑠璃示南口」バス停は、「中ノ川東」バス停へと改名せざるを得なくなった。 行政は、原告の違法行為を認識しながら、何も対応をしようとしない。				
	イ	「奈良市の公道である村田養豚場の敷地のある里道を、村田養豚場が不法に占拠している」 (29頁5行目~6行目)					
	ウ	「厳然たる事実として、村田養豚場では今や日常的に公道が作業場となっており、公道の不法占拠が続いています。」 (31頁7行目~8行目)					
	エ	「常に重機やトラックが公道上を右往左往し、公道の真ん中で従業員が豚の工サとなる残飯の仕分けなど行っています。」 (32頁左上部)					
	オ	「橋の向こうは他人地ですが、村田養豚場により犬小屋や小屋が建てられています。」 (33頁左上部3行目~5行目)					
	カ	「残飯の扱いがずさんなため、この付近ではカラスが大量に繁殖し、近隣の田畑を荒らしています。」 (33頁右上部1行目~3行目)					
	キ	「つまり、公道であるはずの里道が敷地の一部にしか見えないという状況ということですから、それも長年親しまれたバス停名を変えなければならないほどの状況です。このような状況を公道の占拠・占用と言わずになんと言うのでしょうか。違法な公道占拠が放置されていることを示す重要な証言です。」 (46頁21行目~24行目)					